

## 「宇部市配食サービス事業ガイドライン」

### 1 食事の内容に関すること

- (1) 献立は栄養士が作成すること。
- (2) 献立内容は、変化に富んだものとする。
- (3) 利用者の心身の特性に配慮し、軟食、ミキサー食、きざみ食、とろみ食等の介護食、エネルギー制限食、減塩食、脂肪制限食、たんぱく制限食、高たんぱく食等の治療食等、出来る限り提供できるよう努めること。
- (4) 適切な表示の献立表を作成し、利用者へ事前に提示すること。
- (5) 1食ごとに保温容器を使用する等、適温の物を提供すること。

### 2 配達に関すること

- (1) 配達の時間帯は以下のとおりとすること。  
ただし、利用者の希望または通院等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

昼食	午前 11 時から午後 1 時までの間
夕食	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間

- (2) 盆、年末年始、祝日等の提供体制の整備を図り、毎日提供できるよう整備すること。
- (3) 配達地域は、小学校区を単位とし、実施施設が希望する校区について、市高齢福祉課へ登録したものとする。なお、登録した校区の対象者について、サービス提供依頼があるものについては、食数等にかかわらず、必ず配達しなければならないこと。
- (4) 配達時は、必ず弁当を手渡しのうえ、声かけを行い健康状態等の確認を行うこと。  
ただし、通院等やむを得ない理由により、手渡しができない場合は、利用者と協議、了解を得たうえで対応策を決定すること。また、この決定した内容について、市が定める報告書により報告すること。  
また、健康状態に異常があった場合、所在不明な場合等の不測の事態がある場合は、事態の解決を図るための体制を整備のうえ、必要な対応をとること。
- (5) 利用者に重大な健康状態の異常が認められた場合等の対応体制を整えるため、配達を担当する職員等は、必要な研修を受講する等、研鑽に努めること。
- (6) 配達時の状況を記録するための日報等を整備すること。市が必要があると認めるときは、実施施設に対し報告を求めることができる。

(参考)

○安否確認フローチャート別添

○宇部市消防本部が下記のとおり「普通救命講習」を開催しています。

日時: 毎月第 3 日曜日

場所: 宇部市消防本部(宇部市港町 2 丁目 3-30)

内容: 応急手当に関する講習「心肺蘇生法」「止血法」など

申込: 宇部市消防本部 警防課(21-6113)

○救急法に関するホームページ

『宇部市消防本部 <http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shoubou/dousuru/emergencyindex.htm>』

『日本赤十字社<救急法>ページ <http://www.sphere.ad.jp/redcross/safety/index.html>』

### 3 利用料等に関すること

- (1) 利用料金の徴収について、利用料滞納が発生しないよう、前払い(チケット)制にする等支払いについてトラブルが生じないように努めること。利用料滞納について、市はその補填をしないこと。
- (2) 利用者からのサービスのキャンセルについて、利用者へキャンセル可能な日時(例:前日午前10時まで)を設定し、利用者へこのことに関する内容等について書面により周知すること。なお、キャンセル可能な日時については可能な限り短縮すること。  
この定めによらないキャンセルについては、利用者から利用料金を徴収できること。また、当該委託料は請求できないこと。

### 4 事業者の責務に関すること

- (1) 事業者は、実施校区の変更、事業の廃止等変更がある場合は、市高齢福祉課が定める報告書(「宇部市配食サービス事業登録申請書」)により、定められた期間内に届け出ること。
- (2) 事業者は、事業者の責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、利用者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。また、このことについて、市高齢福祉課が定める報告書(「配食サービス特記事項報告書」)により報告すること。
- (3) 事業によって生じる廃棄物は、事業者の責任において処理すること。
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、栄養士法(昭和22年法律第245号)、栄養改善法(昭和27年法律248号)、調理師法(昭和33年法律第147号)等、事業に伴う関係法令等を遵守すること。
- (5) サービス内容等に関し、利用者とのトラブルが発生したとき、サービス提供に支障が生じたときは、市高齢福祉課へ報告し、調整を図ること。